

# 群馬県(国公立)奨学のための給付金(前倒し)

新入学生に対する前倒し給付を開始します。

群馬県教育委員会では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯における授業料以外の教育費を支援するため、返済不要の「奨学のための給付金」を給付しています。

早期の給付を希望される新入学生の保護者等の方を対象に、前倒して一部給付する前倒し給付(早期給付)を開始します。

(前倒し給付額は4月～6月分として、給付額年額の4分の1の額です)。



## 対象者・給付額 (一人あたり。前倒し分)

基準日(4月1日)現在、国公立高等学校等に在籍する高校生等の、群馬県内に住所を有する保護者等が申請できます。 ※県外居住者は、お住いの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

### 給付条件

- ① 高校生等が就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は学び直しへの支援事業対象者であること。
- ② 次の表のア)、イ)のいずれかの世帯区分に該当すること。

### 給付額

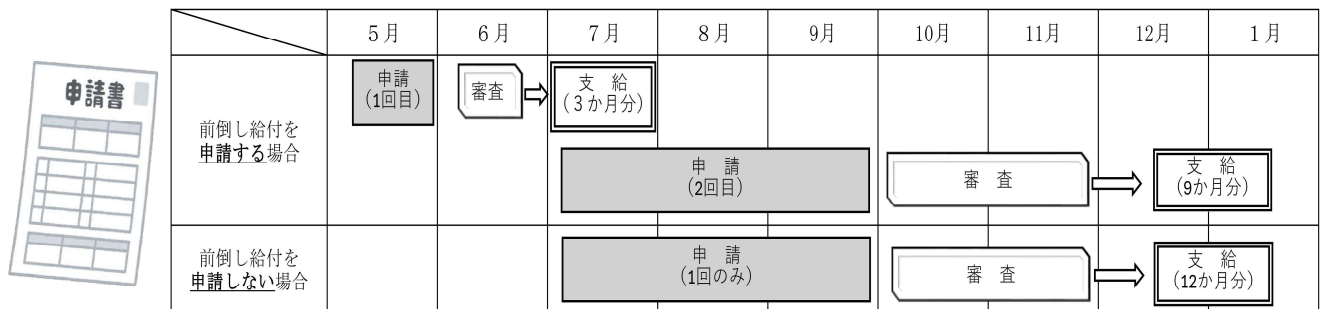
世帯区分(対象)	課程	給付額年額	前倒し給付額	基準日
ア)生活保護(生業扶助)受給世帯	全日制 定時制 通信制	32,300円	8,075円	令和8年4月1日
イ)住民税所得割が非課税である世帯  住民税は令和7年度課税(令和6年1月から12月の収入で計算したもので)判断します。	全日制 定時制	143,700円	35,925円	
	通信制	50,500円	12,625円	

注1 基準日現在、高校生等が休学をしている場合は対象となりません。また、単位制の学校で、年度当初に履修単位登録を行わない場合は対象となりません。

注2 基準日現在、高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合は対象となりません。

## スケジュール

※令和8年度の申請は、令和8年5月8日(金)0時00分開始予定です。



令和8年7月に受付開始予定の通常給付申請から、対象世帯が世帯年収約270万円以上490万円未満の中所得世帯に拡充されます。通常給付申請の手続等については、後日ご案内します。

別表 前倒し申請 群馬県外の学校に在籍する生徒の保護者は書面で申請します。

1 必要書類

No.	必要書類	給付区分		
		生活保護 受給世帯	非課税世帯	
			全日制 定時制	通信制
①	給付金受給申請書 (様式第1号の3)	○	○	○
②	預貯金口座が確認できるもの (通帳やキャッシュカードの写し)	○	○	○
③	委任状 (様式第4号の1・2)	学校徴収金の未納がある場合は様式第4号の1 申請者以外の口座に振込を希望する場合は様式第4号の2		
④	生活保護の生業扶助受給を証明するもの (令和8年4月1日時点で受給されていることがわかるもの)	○	—	—
⑤	住民税所得割が確認できるもの 【保護者等全員分】	—	○	○
⑥	高校生等本人の在学証明書	○		

2 高校生等の国籍・在留資格に関する必要書類

No.	国籍・在留資格	必要書類 (○いずれか1つ、●必須)
①	日本国籍	●住民票の写し (原本、コピー不可)
②	特別永住者	○特別永住者証明書の写し (コピー) ○住民票の写し (原本、コピー不可) (国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)
③	永住者 日本人の配偶者、子 永住者の配偶者、子 定住者	○在留カードの写し (コピー) ○住民票の写し (原本、コピー不可) (国籍・在留資格・在留期間等の記載あり)
④	家族滞在者	○在留カードの写し (コピー) ○住民票の写し (原本、コピー不可) (国籍・在留資格・在留期間等の記載あり) ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

申請に必要な様式等につきましては、群馬県教育委員会ホームページに掲載しています。

群馬県外の学校に在籍する方は申請方法や様式が異なりますので注意してください。

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/700592.html>



**申請期限：令和8年5月25日(月)まで(厳守)**

○郵送又は持参で管理課へ提出(必着)

(郵送先) 群馬県教育委員会事務局管理課支援助成係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁24階

令和8(2026)年5月  
群馬県教育委員会(事務局管理課)  
電話：027-226-4543